

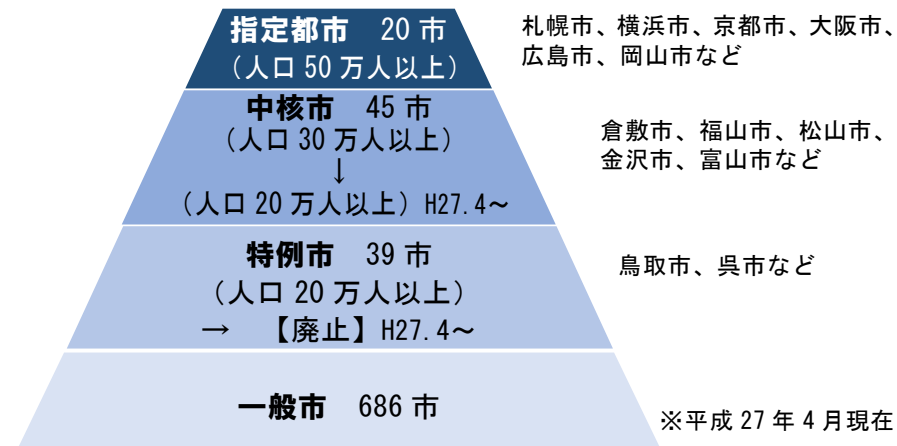
## 中核市移行に関する基本的な考え方 骨子①

### 中核市移行に関する基本的な考え方

中核市への移行を目指すに当たって、目的及び効果、移行目標期日、財政への影響、組織体制・職員の確保、今後の取組等についての基本的な考え方をまとめたものです。

### 中核市とは

中核市とは、地方分権を進めるための都市制度の1つです。



住民に身近なサービスはできるだけ住民に身近な市町村が行う方がよいとの考えのもと、一定の人口規模や行政能力があると認められる市を「指定都市」「中核市」又は「特例市」として指定し、人口規模や行政能力に応じた一定の権限をまとめて移譲する制度です。

※特例市は、平成27年3月末で廃止

### 中核市制度と特例市制度の統合

平成26年の地方自治法の改正

	改正前	改正後
中核市	人口30万人以上	人口20万人以上
特例市	人口20万人以上	廃止

※ 経過措置

- 既に特例市の指定を受けている市は、人口が20万人を下回っても、平成32年3月31日までの間は、中核市の指定を受けることができる。
- 既に特例市の指定を受けている市は、引き続き特例市としての事務を処理する。

(参考) 松江市における人口推計

平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)	平成52年 (2040年)
208,613	204,587	199,120	192,401	184,957	176,844	168,173

【出典】『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』  
 (国立社会保障・人口問題研究所ホームページ)

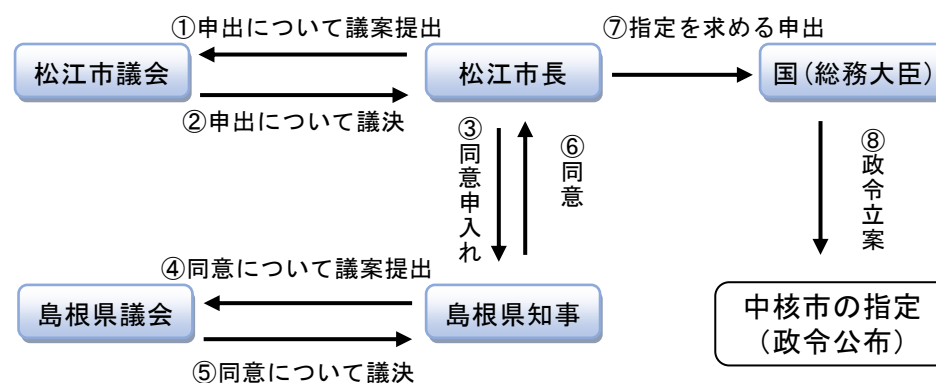
※ 平成22年は、国勢調査の人口、平成27年以降は推計人口

### 中核市の事務

	保健衛生	福祉	教育	環境	まちづくり	治安・安全防災
道府県	□麻薬取扱者(一部)の免許 □精神科病院の設置 □臨時の予防接種の実施	□保育士、介護支援専門員の登録 □身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所の設置	□小中学校学級編成基準、教職員定数の決定 □私立学校、市町村立高等学校の設置認可 □高等学校の設置管理	□第1種フロン類回収業者の登録 □公害健康被害の補償給付	□都市計画区域の指定 □市街地再開発事業の認定 □指定区域の1級河川、2級河川の管理	□警察(犯罪捜査、運転免許等)
指定都市	□精神障がい者の入院措置 □動物取扱業の登録	□児童相談所の設置	□県費負担教職員の任免、給与の決定	□建築物用地下水の採取の許可	□区域区分に関する都市計画決定 □指定区間外の国道、県道の管理 □指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理	
中核市	□保健所の設置 □飲食店営業等の許可 □温泉利用の許可 □旅館業・公衆浴場の経営許可	□保育所、養護老人ホームの設置の認可、監督 □介護サービス事業者の指定 □身体障がい者手帳の交付	□県費負担教職員の研修	□一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可 □ばい煙発生施設の設置の届出の受理	□屋外広告物の条例による設置制限 □サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	
特例市				□一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 □汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理	□市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 □土地区画整理組合の設立の認可	
市町村	□市町村保健センターの設置 □健康増進事業の実施 □定期の予防接種の実施 □結核に係る健康診断 □埋葬、火葬の許可	□保育所の設置、運営 □生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理) □養護老人ホームの設置、運営 □障がい者自立支援給付 □介護保険事業 □国民健康保険事業	□小中学校の設置管理 □幼稚園の設置、運営 □県費負担教職員のサービスの監督、勤務成績の評価	□一般廃棄物の収集、処理 □騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市のみ)	□上下水道の整備、管理、運営 □都市計画決定 □市町村道、橋りょうの建設管理 □準用河川の管理	□消防、救急活動 □災害の予防、計画、防除等 □戸籍、住民基本台帳

※ 中核市の事務のうち、斜体のものは、特例により既に島根県から松江市に移譲済み。

### 中核市指定の手続



中核市の指定を受けるには、市議会の議決、県議会の議決、知事の同意を経て、市が国に申出を行う必要があります。

### Q & A よくある質問と回答

【質問】人口が20万人を下回った場合はどうなりますか。

(回答) 人口が20万人を下回ると、中核市の指定を受けることができなくなります。ただし、平成32年3月31日までは、経過措置により、人口が20万人を下回っても中核市の指定を受けることができます。

中核市の指定を受けた後は、人口が20万人を下回っても指定を取り消されることはありません。

【質問】税金が上がったりしませんか。

(回答) 中核市に移行することが理由で、税金が上がることはありません。

## 中核市移行に関する基本的な考え方 骨子②

### 中核市移行により目指す松江市の姿

中核市に移行すると現在県が担っている事務のうち約 1,600 の事務の権限の移譲を受けます。市民に身近な行政サービスのほとんどを市が担うことになり、地域の特性や課題に応じた柔軟で迅速な行政サービスの提供をこれまで以上に進めることができるようになります。

中核市に移行する目的を次の 3 項目の中核市移行により目指す松江市の姿として掲げ取り組んでいきます。

- ◎ **住みやすさ日本一のまち**
- ◎ **健康寿命日本一のまち**
- ◎ **中海・宍道湖・大山圏域の発展に貢献**

### 移譲される事務

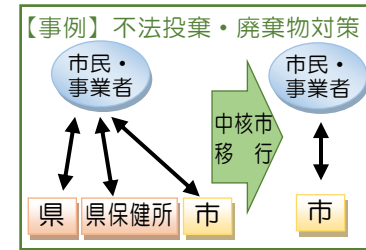
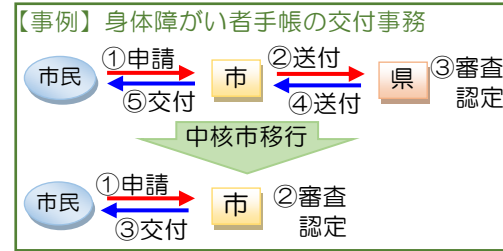
主な事務	移譲事務数
<b>福祉行政に関する事務</b> ・身体障がい者手帳の交付 ・障がい者支援施設等の指定・監督 ・社会福祉審議会の設置 ・母子福祉資金の貸付け など	約340
<b>保健衛生行政に関する事務</b> ・保健所の設置 ・診療所、助産所の開設届、立入検査 ・飲食店の営業許可 ・特定給食施設の栄養管理に関する指導 など	約810
<b>環境保全に関する事務</b> ・産業廃棄物対策 ・大気汚染防止対策 など	約280
<b>文教行政に関する事務</b> ・県費負担教職員の研修 ・文化財の保存状況に関する報告聴取 など	約20
<b>まちづくりに関する事務</b> ・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 など	約150
<b>その他</b> ・包括外部監査制度の実施	
<b>合 計</b>	約1,600

※ 移譲事務数は、法定移譲事務及び任意移譲事務の合計。移譲事務数は、法令改正、県との協議結果等により変更になる可能性があります。

### 中核市移行の効果（メリット）

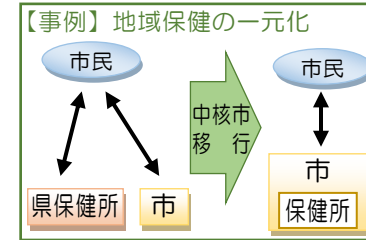
#### ビジョン 1 住みやすさ日本一のまち

- (1) **市民サービスの向上**
  - ・市民ニーズ、地域課題に応じた柔軟で迅速な行政サービスの提供
- (2) **行政サービスの迅速化**
  - ・身体障がい者手帳の交付までの日数の短縮
- (3) **子育て支援の充実**
  - ・特定不妊治療費助成
  - ・周産期医療体制への支援
- (4) **迅速な感染症対策**
  - ・国から直接情報を入手し対策を実施
- (5) **総合的な環境行政**
  - ・一般廃棄物と産業廃棄物への一元的な対応
- (6) **特色ある教育**
  - ・市独自の研修計画に基づく研修の実施



#### ビジョン 2 健康寿命日本一のまち

- (1) **地域保健の充実**
  - ・保健所の設置により県・市が別々に行ってきた地域保健の各種事業・情報提供を一元化
- (2) **健康づくり施策の充実**
  - ・専門職の配置により健康に関する一般的な相談から専門的な問題までの一貫した相談・支援・指導を身近に
- (3) **保健サービスの質の向上**
  - ・専門職の知識・能力を生かしサービスの質の向上
- (4) **継続した精神保健サービスの提供**
  - ・医師による相談、精神障がい者保健福祉手帳交付の申請、就労生活の支援等
- (5) **地域包括ケアシステムのよりよい構築**
  - ・保健所で培われた医療関係機関とのネットワークを継承し、よりよい構築に寄与



#### ビジョン 3 中海・宍道湖・大山圏域の発展に貢献

- (1) **都市のイメージアップ**
  - ・知名度のアップ、交流人口の増加、企業立地の促進
- (2) **職員の意識向上**
  - ・中核市の移譲権限を生かした市民サービスの向上

### 中核市移行に向けての取組の基本的な考え方

- (1) **広報**
  - ・市報、ホームページ等を通じて、わかりやすい広報を積極的に行い、市民の皆様にご意見を伺いながら準備を進めていきます。
- (2) **移譲事務の調整**
  - ・法律上中核市の権限となる事務以外についても、市民サービスの向上と事務の効率化を考慮し、移譲について協議してまいります。
- (3) **財政への影響**
  - ・中核市移行に伴う事務事業費の増加は、中核市移行に伴う歳入の増加分で補えるよう、事務事業の調整を行います。
  - ・今後、移譲事務の調整をする中で詳細に推計してまいります。
- (4) **組織・職員体制及び専門職員の確保・育成**
  - ・事前に県に職員を派遣して必要な知識・技能の習得を図ります。
  - ・中核市移行後は、県から職員の派遣を受けながら円滑に事務が行えるよう県に協力を依頼し、計画的に行ってまいります。
- (5) **保健所の設置**
  - ・既存の事務との調整を図り、効率的で効果的に施策を実施できるよう、保健所の設置・運営について検討します。
- (6) **条例等の整備**
  - ・必要な事項を精査し、適切に準備を進めます。
- (7) **庁内推進体制**
  - ・全庁的な検討体制を継続し、中核市への移行が円滑に行えるよう調整します。

### 移行目標期日

平成 30 年 4 月 1 日の中核市移行を目標とします。

### スケジュール（今後の取組）

平成 27 年度	県との移譲事務に関する・調整協議
平成 28 年度	県への職員派遣研修を開始 国への説明 市議会へ中核市指定申出について議案提出
平成 29 年度	知事へ中核市指定の同意申入れ 県議会での審議 知事から市への同意 総務大臣へ中核市指定を求める申出 中核市指定の閣議決定・政令公布 市議会に關係条例案を提出
平成 30 年度	中核市移行・保健所設置（4 月 1 日）